

●札幌市上下水道料金検針・収納業務（東区・白石区・厚別区）に関する質問及び回答

2018/10/26更新

| No | 質問日 | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
|---------------------|-------|-------|--|---|
| 【上下水道料金検針業務】 | | | | |
| 1 | 10/23 | 10/26 | 現受託者の検針業務に係る人員配置数（区別ごと）をご教示ください。 (1) 事務員 (2) 検針員 (3) 整理検針員 (4) 点検整理員 (5) パンチャー員 (6) その他の職員 | 現受託者の人員配置数は、本市の仕様等で定めているものではありませんので、本市では回答できません。 |
| 2 | 10/23 | 10/26 | 検針員の担当件数をご教示ください。 | 検針員の担当件数は、本市の仕様等で定めておりませんので、回答できません。 |
| 3 | 10/23 | 10/26 | 検針の月実働日数をご教示ください。 | 本市の仕様等で定めている検針行程や電算処理予定表に基づき業務を履行していただくものであり、各受託者の実働日数は不知ですので回答できません。 |
| 4 | 10/23 | 10/26 | 寒冷地のため、メーターの埋設深度が深いと聞いておりますが、そのための検針に必要な道具をご教示ください。 | 本市の検針では、検針棒・水中検針器（リーディングスコープ）・スコップ・つるはし・泥上げ器・水汲み器を使用します。 |
| 5 | 10/23 | 10/26 | 検針員の移動手段と交通費をご教示ください。 | 移動手段及び交通費については、本市の仕様等で定めておりませんので、回答できません。 |
| 6 | 10/23 | 10/26 | 検針員ミーティングを実施しているか。また開催頻度は年間どの程度かご教示ください。 | 検針員のミーティングの実施については、受託者にお任せしております。 なお、本市では、受託者の責任者会議を年1～2回程度実施しております。 |
| 7 | 10/23 | 10/26 | 現状、検針員は異常水量調査を行っているかご教示ください。 | 仕様書参考の検針業務マニュアルに記載のとおり、検針員は、メーターのパイロットを確認する程度の調査を行い、整理検針業務では、水抜栓の操作や通水確認による調査を行います。 |

| | | | | |
|----|-------|-------|---|---|
| 8 | 10/23 | 10/26 | 検針済みデータの審査内容とその件数をご教示ください。 | 主にスマホ検針システムから出力されるチェックリストを活用し審査していただきます。 使用水量に変動があった場合に、お客さまから聞き取りして使用実態を確認したり、メーター交換後の検針に水量計算誤りがないか確認するなどして審査するものです。チェックリストについては、参考資料として添付している「検針業務マニュアル」P29～をご参照ください。 平成30年7月の出力件数は約167,000件（東区・白石区・厚別区）です。 |
| 9 | 10/23 | 10/26 | 整理検針について、一人当たりの調査件数をご教示ください。 | 現受託者の人員配置数は、本市の仕様等で定めているものではありませんので、本市では回答できません。 なお、整理検針の過去の実績は仕様書第2章2のとおりです。 |
| 10 | 10/23 | 10/26 | 検針業務に係る帳票別作成件数をご教示ください。 | 別紙1のとおりです。 |
| 11 | 10/23 | 10/26 | 積雪時の推定請求に関する苦情内容及び件数をご教示ください。 | 推定請求に関する苦情は、雪解け後の過不足分の精算に伴うものや、検針員が雪かきしてでも検針すべきであるなど様々です。 なお、苦情件数は集計しておりません。 |
| 12 | 10/23 | 10/26 | 凍結防止の特殊な給水装置とはどのようなものですか。また知識とはどの程度の知識を有していればよろしいかご教示ください。 | 寒冷地では、凍結防止のための給水装置として、「水抜栓」が設置されています。本市に設置されている水抜栓の種類は、製造された年によって操作方法が異なります。入札参加資格要件には付しておりませんが、主に設置されている水抜栓操作方法及び構造について知識を有している必要があると考えます。 |
| 13 | 10/23 | 10/26 | 北国の積雪寒冷地であるがため、防寒対策として給水管・メーター等の埋設深度が深いことから、検針効率に影響するものはどんなものがあるかご教示ください。 | 水道メーター設置位置が深いことで付近が暗いため、ライトを使用しての検針する場合があります。また、水道メーターボックス内に水や泥が入り込むと、水中検針器の使用や泥をくみ上げる作業が必要となり、埋設深度が浅い場合と比較して、1件あたりの作業量が多い状況となっております。 |

| | | | | |
|----|-------|-------|--|---|
| 14 | 10/23 | 10/26 | <p>寒冷地のため、水道メーターボックス内に「なか蓋」を設置しているようですが、「なか蓋」とはどのようなものなのでしょうか。また、「なか蓋」は検針時に常に開け閉めするものかどうかご教示ください。</p> | <p>冬期間は、水道メーターボックス内の温度が低下するため、ウレタン製などの「なか蓋」を設置することで、凍結予防に一定の効果があります。 便宜的に夏期のみ開けたままにしておくことも可能です。ただし、閉め忘れによる凍結事故が発生した場合は、受託者の責任において対処していただくことになります。</p> |
| 15 | 10/23 | 10/26 | <p>メーターの設置状況を見たところ、メーターボックスの蓋が一部鉄のようですが、ボックスを開ける時に特別な道具はありますか？ 検針、整理検針の際に特別に用意をしなければならないものがありましたら、ご教示ください。</p> | <p>Q4の検針用具のほか、音聴棒、記録用にカメラなどがあると便利です。</p> |
| 16 | 10/23 | 10/26 | <p>毎月検針を実施しているところがありましたら、区、件数等をご教示ください。 また、毎月検針を実施する理由も教えてください。</p> | <p>平成29年度の件数は以下のとおりです。 ◎東区59件 ◎白石区26件 ◎厚別区13件</p> <p>毎月検針の対象とするのは、以下の要件に合致するお客さまとしており、毎回の支払額が高額となるのを防ぐためです。 ◎毎月の使用水量が1,000㎡を超えるもの。 ◎毎月の使用水量が極めて多く、かつ、その使用水量に著しい変動があると認められるとき。</p> |
| 17 | 10/23 | 10/26 | <p>料金システムに入力するデータの種類の種類が、仕様書では10種類でマニュアルでは17種類程度とありますが、受託者が使用するものは10種類でよろしいでしょうか。</p> | <p>仕様書では、比較的使用頻度が高いものを記載しておりますが、その他を合わせると17種類程度となります。</p> |
| 18 | 10/23 | 10/26 | <p>整理検針業務は、スマホで調査を行いますか。また、紙データで行うのであれば年間どのくらいの件数かご教示ください。</p> | <p>紙で行います。 なお、整理検針の過去の実績は仕様書第2章2のとおりです。</p> |

| | | | | |
|----|-------|-------|--|---|
| 19 | 10/23 | 10/26 | <p>漏水調査について</p> <p>(1)漏水があった場合、必ず屋内に入り使用者立会の調査が必要になると思いますが、各区の漏水調査件数をご教示ください。</p> <p>(2)検針マニュアル及び対応表の漏水調査ですが、音聴棒を使った音だけの調査の場合、実際の漏水箇所と違う場所を教える可能性があります、その場合の費用負担は受託先となるかご教示ください。</p> <p>(3)漏水調査で漏水箇所を判別できなかった場合は、どのように対応すればよろしいかご教示ください。</p> | <p>(1)東区3,980件、白石区3,518件、厚別区1,586件 (H29)</p> <p>(2)お見込みのとおりです。しかし、検針マニュアルに記載の調査内容が「軽微な漏水調査」となっていますので、音だけの調査でも場所の特定はせず、速やかに札幌市指定給水装置工事事業者へ修理依頼を促してください。</p> <p>(3)漏水が確定できて箇所が不明の場合も、速やかに札幌市指定給水装置工事事業者へ修理依頼を促してください。</p> |
| 20 | 10/23 | 10/26 | <p>検針マニュアルでは、積雪時に検針できない場合は、前回計量実績で調定するとありますが、積雪時は常に前回計量実績で調定してよろしいのでしょうか。その期間に決まりがあるかどうかご教示ください。</p> | <p>原則、前回計量実績で調定しますが、お客さまと協議した場合など、前回計量実績に因らず調定することがあります。</p> |
| 21 | 10/23 | 10/26 | <p>じゃぐち通信の配布において、個別に水道の契約がない集合住宅者にも配布若しくは郵送するとありますが、その件数は年間何件かご教示ください。</p> | <p>その都度、個別対応件数が異なるため、本市では件数は集計しておりません。</p> <p>参考までに、平成29年度の対象件数実績を回答いたします。</p> <p>東区：2,400件 白石区：1,500件 厚別区：300件</p> |
| 22 | 10/23 | 10/26 | <p>水道メーター検針業務に係る対応で、現行と大きく変わるところをご教示ください。</p> | <p>現行の業務内容では、一定程度の折衝後、解決を見ない案件については水道局へ対応を引き継ぐこととしておりますが、今回告示している内容では、それらの対応も受託者をお願いすることとなります。</p> <p>その他の変更点として、厚別区の収納、転出精算関係業務を含めた包括的委託・地区割の変更・拠点事務所の開設などです。</p> |

| | | 【収納業務】 | | |
|----|-------|--------|---|---|
| 23 | 10/23 | 10/26 | 収納業務マニュアルの、受託先用はありますか。（委託先への引継事務等が不透明につき） | 仕様書参考の収納業務マニュアル（受託者用）です。 |
| 24 | 10/23 | 10/26 | <p>現行の収納・転出業務（厚別区）に係る人員配置数（区別ごと）をご教示ください。</p> <p>(1) 事務員 (2) 外勤員（督励・停水業務に携わる職員） (3) 転出精算員（内勤・外勤） (4) その他の職員</p> | <p>現在は直営で業務を行っているため、厚別区のみ的人员は把握しておりません。</p> <p>参考までに、現在の収納・転出精算業務（水道局職員）の人員配置を回答いたします。厚別区収納・転出精算業務（水道局職員）</p> <p>◎ 収納業務（内勤）：3名 収納業務（外勤）：厚別区2名、白石区4名（1名は厚別区、白石区を担当）</p> <p>※その他、本市では、自主納付の催告業務を委託している。</p> <p>◎ 転出精算員（内勤）：1名（厚別区及び清田区を担当） 転出精算員（外勤）：1名</p> <p>◎ その他職員：0名</p> |
| 25 | 10/23 | 10/26 | 収納業務の「整理票」・「未納者カード」の発生件数をご教示ください。 | 「第2章の5」の収納対象件数及び停水予定者件数です。 |
| 26 | 10/23 | 10/26 | 定期的な集金対応者（身体障がい者、独居老人、特別対応者等）の件数をご教示ください。 | 定期的な集金対応件数は6件/月となっております（H29年度実績）。 |
| 27 | 10/23 | 10/26 | 給水停止の実施回数及び一回当たり何名体制で現地訪問を行うのかご教示ください。 | 給水停止実施件数は仕様書第2章5の停水執行件数です。停水執行の体制：2名1組体制で行います。 |
| 28 | 10/23 | 10/26 | 支払約束不履行者の件数及び給水停止は随時行うのかご教示ください。 | 支払約束不履行の停水対象者は停水執行件数に含まれていません。支払約束不履行の停水対象者については随時迅速に執行してください。 |
| 29 | 10/23 | 10/26 | 給水停止日の待機時間は19時までとありますが、その後の開栓対応はどのようになりますか。 | 夜間緊急センター（札幌市管工事業共同組合）で24時間対応となります。 |
| 30 | 10/23 | 10/26 | 冬期間の積雪数メートルの下のメーターボックスを探し出して給水停止を行いますか、また、給水停止で、凍結した場合の費用負担をご教示ください。 | 冬期間も停水執行します。凍結の場合は未納者の負担となります。 |
| 31 | 10/23 | 10/26 | 給水停止に係る、現地収納を行うのかご教示ください。 | 自主納付（自主的に窓口等での支払い）が基本ですが、現地収納（集金）も実施していただく予定です。 |

| | | | | |
|----|-------|-------|---|---|
| 32 | 10/23 | 10/26 | 収納金はどのように納金しますか。また夜間金庫に入金するのであれば手数料の負担はどのようになるのかご教示ください。 | 収納金の保管については、受託者の事務所に金庫を用意させていただきます。 また、回収については本市が契約する委託業者が毎日回収を行っています。 |
| 33 | 10/23 | 10/26 | 収納業務に係る料金システムへの入力データ件数、種類をご教示ください。 | 主な入力データとしては、折衝記録、停水伺い、特記事項及び注意事項などの入力作業で約1,000件/月を行っています。 このほかに、13種類程度となります。 |
| 34 | 10/23 | 10/26 | 業務フローでは、転出精算の枠の中に納入通知書とありますが、転出精算分の納入通知書は受託先で郵送するのかご教示ください。 | お見込みのとおりです。 |
| 35 | 10/23 | 10/26 | 転出精算、収納業務に係る納入通知書等の郵送費は受託先で負担するのでしょうか。また、その件数をご教示ください。 | 郵送費は受託者でご負担ください。 転出精算：仕様書第2章に転出精算処理件数を掲載しておりますが、平成29年度の実績では、そのうち48%が納入通知書の対象となります。 収納：受託者が発行する納入通知書などが対象となります。 厚別区の納入通知書：約76件/月（H29年度実績） |
| 36 | 10/23 | 10/26 | 転出精算の現地収納件数及び現地での還付件数をご教示ください。 | 平成29年度の厚別区における転出精算に伴う現地収納件数は6件です。還付は行っておりません。 |
| 37 | 10/23 | 10/26 | 転出精算で、冬期間、積雪数メートルの雪を掘ってメーター検針を行わなければならないかご教示ください。 | 転出精算は、精算の最後の機会となりますので、基本的にはすべて雪を掘って検針する必要があります。 |
| 38 | 10/23 | 10/26 | 口座振替等の勧誘方法、勧誘郵送件数をご教示ください。 | 自主納付の催告で現地訪問した際に勧誘し、口座振替依頼書は手渡しにて交付し、郵送は致しません。 なお、件数は仕様書、第2章6のとおりです。 |
| 39 | 10/23 | 10/26 | 口座振替等勧誘業務の、成約までの調査内容をご教示ください。 | 上下水道料金システムに口座”仮登録”状態となれば勧誘済みとなり、”本登録”で成約となります。 |

| | | 【拠点事務所等について】 | | |
|----|-------|--------------|---|---|
| 40 | 10/23 | 10/26 | <p>事務所要件の中に効率的に業務を履行できるスペースを確保することとありますが、検針員の作業スペースは必要でしょうか。</p> <p>現在の受託先は、委託庁舎内に事務所があるということですが、参考までに何㎡かご教示ください。</p> | <p>帳票の仕分け作業が想定されますので、それらが可能なスペースを確保してください。</p> <p>なお、地区割りや業務内容が異なり、本業務委託の仕様と合致しないため、回答できません。</p> |
| 41 | 10/23 | 10/26 | <p>物品の保管スペースは別に用意してもよいかご教示ください。</p> | <p>セキュリティ面及び保管する物品の性質上問題のない環境であれば差支えありません。</p> <p>(例：湿気の多いところに帳票を保管しないなど)</p> |
| 42 | 10/23 | 10/26 | <p>現在、受託者の電話回線数を教えてください。また、回線数は2回線以上等、決まりはありますか。</p> | <p>回線数について、仕様書等に定めはありませんが、お客さまからの問い合わせ並びに事務連絡等のため、複数回線ご用意いただく必要があります。</p> <p>現在の受託事務所の回線数は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎中央区・南区受託事務所：4回線 ◎北区・東区受託事務所：4回線 ◎豊平区・清田区受託事務所：3回線 ◎白石区・厚別区受託事務所：4回線 ◎西区・手稲区受託事務所：4回線 |

| | | | | |
|----|-------|-------|---|--|
| 43 | 10/23 | 10/26 | <p>委託者が負担する業務使用物品数を、それぞれ事務所ごとにご教示ください。</p> <p>(1) 料金システム端末機 (2) プリンタ機 (3) スマホ・ハンディターミナル (4) スマホ専用料金システム端末機 (5) パンチ専用料金システム端末機</p> | <p>契約書別添「電算設備機器に関する覚書」の別表のとおりです。</p> |
| 44 | 10/23 | 10/26 | <p>L2L回線は料金システム用に使用するのをご教示ください。</p> | <p>お見込みのとおり上下水道料金システム及びスマートフォン検針システムのネットワーク構築に必要となるものです。</p> |
| 45 | 10/23 | 10/26 | <p>給水停止時は19時まで待機とありますが、窓口も開けておく必要はあるかご教示ください。</p> | <p>必要となります。</p> |
| 46 | 10/23 | 10/26 | <p>開設事務所の案内板を設置する必要はありますか。また設置する場合、費用負担はどちらかご教示ください。</p> | <p>特に必要ございません。 設置する場合は受託者の費用負担となります。</p> |
| | | | | |

札幌市水道局告示第336号『札幌市上下水道料金検針・収納業務（東区・白石区・厚別区）』及び
 札幌市水道局告示第337号『札幌市上下水道料金検針等業務（豊平区・清田区）他2件』に関する質問と回答

2018/10/26更新

| No | 質問日 | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
|----|-------|-------|--|---|
| 1 | 10/23 | 10/26 | 札幌市上下水道料金検針等業務及び札幌市上下水道料金検針・収納業務仕様書 6 業務委託の範囲 (1) 検針業務 ウ 計量水量の過多過少に係る調査 漏水調査の際に、音調棒等を使用している場合がありますか。仮に使用する場合には、音調棒等の器具は受託者負担との認識でよろしいか、ご教示ください。 | お見込みのとおりです。 |
| 2 | 10/23 | 10/26 | 札幌市上下水道料金検針等業務及び札幌市上下水道料金検針・収納業務仕様書 6 業務委託の範囲 附帯業務で委託者が指定する郵送物の発送として仕様書ごとに月の件数が記載されていますが、この郵送物の発送に伴う郵便料は受託者負担との認識でよろしいか、ご教示下さい。 | お見込みのとおりです。 |
| 3 | 10/23 | 10/26 | 札幌市上下水道料金検針等業務及び札幌市上下水道料金検針・収納業務仕様書 8 料金システム 委託者が使用している料金システム等を使用するものとなつていますが、料金システム端末機（スマホクライアント端末機含む）及びプリンタ並びにスマホは何台を想定されていますか、入札の名称ごとにご教示下さい。 | 契約書別添「電算設備機器に関する覚書」の別表のとおりです。 |
| 4 | 10/23 | 10/26 | 札幌市上下水道料金検針等業務及び札幌市上下水道料金検針・収納業務仕様書 9 拠点事務所の設置 (2) 事務所要件 ア 効率的に業務を履行できる事務スペースを確保することとなつていますが、保管に必要なスペースの目安以外に事務所のスペースとして何㎡を想定されていますか、入札名称ごとにご教示下さい。 | 本市の仕様等で定めているものではありませんので、本市では回答できません。 なお、事務処理以外に想定される作業としては帳票の仕分け作業程度と考えております。それらが可能なスペースを確保してください。 |

| No | 質問日 | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
|----|-------|-------|--|---|
| 5 | 10/23 | 10/26 | <p>札幌市上下水道料金検針等業務及び札幌市上下水道料金検針・収納業務仕様書 9 拠点事務所の設置 (2) 事務所要件 拠点事務所の電話回線は・・・円滑な業務履行に支障のない回線数を確保し、平成31年5月1日までに電話番号を報告することとなっていますが、現在の電話機の設置台数は何台ありますか、また、電話番号については、現在の電話番号を引き継ぐ事は可能ですか、入札名称ごとにご教示下さい。</p> | <p>電話機の設置台数については、本市の仕様等で定めているものではありませんので、本市では回答できません。 電話番号の引き継ぎは、基本的にできないものとお考えください。</p> <p>参考までに、現在の受託事務所の回線数を回答いたします。 ◎中央区・南区受託事務所：4回線 ◎北区・東区受託事務所：4回線 ◎豊平区・清田区受託事務所：3回線 ◎白石区・厚別区受託事務所：4回線 ◎西区・手稲区受託事務所：4回線</p> |
| 6 | 10/23 | 10/26 | <p>札幌市上下水道料金検針等業務及び札幌市上下水道料金検針・収納業務仕様書 9 拠点事務所の設置 (3) 拠点事務所の窓口開設時間 無届使用による閉栓、給水停止（収納業務のみ）を実施した場合は少なくとも午後7時まで事務所にて待機することとなっていますが、窓口と電話についても午後7時まで開設するとの認識でよろしいか、ご教示下さい。</p> | <p>お見込みのとおり、窓口、電話ともに午後7時まで開設をお願いいたします。</p> |
| 7 | 10/23 | 10/26 | <p>札幌市上下水道料金検針等業務及び札幌市上下水道料金検針・収納業務仕様書 10 費用負担について (3) 業務使用物品のうち受託者が負担するもの 受託者が負担する消耗品の中で、検針棒や開閉栓棒以外に受託者が負担する特殊な検針、開閉栓等の用具があれば、用具名、おおよその単価、必要数をご教示下さい。</p> | <p>水中検針器（リーディングスコープ）・泥上げ器・水汲みなどが想定されますが、必要数については、整理検針業務に従事する人数分は必要になると考えます。 単価については、販売業者により異なるため不明です。</p> |
| 8 | 10/23 | 10/26 | <p>札幌市上下水道料金検針等業務及び札幌市上下水道料金検針・収納業務仕様書 11 業務責任者・業務副責任者及び業務従事者 業務従事者は受託者の制服を着用し、業務に従事するとの認識でよろしいか、ご教示下さい。</p> | <p>お見込みのとおりです。 また、業務責任者及び業務副責任者であっても、対面でお客さまと接する可能性がある場面では着用してください。</p> |

| No | 質問日 | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
|----|-------|-------|---|--|
| 9 | 10/23 | 10/26 | <p>札幌市上下水道料金検針等業務及び札幌市上下水道料金検針・収納業務仕様書 11 業務責任者・業務副責任者及び業務従事者 現在の検針業務受託者の配置人員を現在の履行行政区で構わないのでご教示ください。また、厚別区の収納業務の配置人員をご教示下さい。</p> | <p>現受託者の人員配置数は、本市の仕様等で定めているものではありませんので回答はできません。 現在は直営で業務を行っているため、厚別区のみ的人员は把握しておりません。 参考までに、現在の収納・転出精算業務（水道局職員）の人員配置を回答いたします。厚別区収納・転出精算業務（水道局職員） ◎収納業務（内勤）：3名 収納業務（外勤）：厚別区2名、白石区4名（1名は厚別区、白石区を担当） ※この他、本市では、自主納付の催告業務を委託している。 ◎ 転出精算員（内勤）：1名（厚別区及び清田区を担当） 転出精算員（外勤）：1名 ◎ その他職員：0名</p> |

札幌市水道局告示第337号『札幌市上下水道料金検針等業務（豊平区・清田区）他2件』に関する質問と回答

2018/10/26更新

| No | 質問日 | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
|----|-------|-------|---|--|
| 1 | 10/23 | 10/26 | 現在、各種入力データ作成後のオンライン入力作業は、貴局からの派遣の方がデータ入力を実施している拠点事務所と受託会社にて直接実施している拠点事務所が混在しておりますが、今回の業務委託においては、どのような形態になると考えればよろしいでしょうか。 | 今回の仕様では、オンライン端末機器操作員（パンチャー）は、本市から派遣いたしません。 |
| 2 | 10/23 | 10/26 | 開示情報の積算内訳書に「契約期間中の延べ検針数（見込み）」が記載されておりますが、期間中の各区の1年ごとの見込み数をご開示いただくことは可能でしょうか。 | 別紙2のとおりです。 |
| | | | | |

札幌市水道局告示第337号『札幌市上下水道料金検針等業務（豊平区・清田区）他2件』に関する質問と回答

2018/10/26更新

| No | 質問日 | 公表日 | 質問事項 | 回答 |
|----|-------|-------|---|---|
| 1 | 10/23 | 10/26 | 委託業務範囲(1)検針業務 イの納入通知書の投函又は送付とありますが、平成29年度の実績をご教示願います。 | 平成29年度の実績は別紙3のとおりです。 |
| 2 | 10/23 | 10/26 | 委託業務範囲(3)付帯業務 エの委託者が指定する郵便物の発送について具体的にご教示願います。 | この項目では、現地投函できない検針票（札幌市上下水道料金等のお知らせ）を郵送する場合の件数を想定して掲載しております。 |
| 3 | 10/23 | 10/26 | 冬期認定について、平成29年度の実績をご教示願います。 | 平成29年度の月別認定件数は別紙4のとおりです。このうち、冬期認定のみの件数については集計しておりません。 |
| 4 | 10/23 | 10/26 | 検針用スマホ及びプリンターの貸与台数をご教示願います。また、その内、予備台数の想定数をご教示ください。 | 契約書別添「電算設備機器に関する覚書」の別表のとおりです。機器については、実際に稼働する検針員数などに応じて配分することを想定しており、相応の予備台数を含め貸与する予定です。 |